

令和6年7月16日

障害福祉課施設福祉・就労支援グループ

担当 高岡、矢嶋（内 3249）

ダイヤルイン 087-832-3293

障害者雇用優良事業所認定証交付式を行います

県では、県内の障害者の雇用促進と職業の安定を図るため、平成20年度から、障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定しています。

今回、新たに認定する事業所に、障害者雇用優良事業所認定証を交付します。

1 認定証交付式

- (1) 日 時 : ①令和6年7月24日(水) 15:00~15:30
②令和6年7月25日(木) 15:00~15:30
- (2) 場 所 : 香川県健康福祉部長室

2 新たに認定する事業所

- ①社会福祉法人 光志福祉会
(本社: 丸亀市川西町南 258 番地 1)
- ②協同食品株式会社
(本社: 坂出市昭和町二丁目 1 番 9 号)

3 認定基準を満たしている事業所 16 事業所

※認定後に認定基準を満たさなくなった事業所は除く。

【参考】

1 趣旨

障害者を積極的に多数雇用している事業所に対し、「障害者雇用優良事業所」として認定を行い、その努力と功績を称えとともに県民一般に周知し、障害者の雇用の促進と職業の安定に資する。

2 認定基準

- (1) 当該事業所が令和5年6月1日現在において、障害者を5人以上雇用しているとともに、過去5年間の6月1日現在において、障害者を3人以上雇用していること。
- (2) 当該事業所が令和5年6月1日現在において、法定雇用率を達成しているとともに、過去3年間の6月1日現在において、それぞれの時点の法定雇用率を達成していること。
- (3) 障害者をはじめ、従業員の定着率が常に良好であること。
- (4) 労務管理が良好であり、障害者が働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組み、他の事業所の模範となる事業所であること。
- (5) 自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- (6) 労働関係法令に違反したことがないこと。
- (7) 県外に本社がある事業所は、法人全体かつ県内の支社等で(1)から(6)を満たすこと。
- (8) 県外に本社がある事業所で、県内に支社等がない場合は認定の対象外とする。